

教育勅語

本文



教育勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ
我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此
レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ
兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ
修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開
キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無
窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス
又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所
之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々
服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

画像は「新編 修身教典 尋常小学校用 巻二」（訂正4版、明治35年）より。

参考：現代口語訳

私の思い起こすことには、我が皇室の祖先たちが国を御始めになったのは遙か遠き昔のことで、そこに御築きになった徳は深く厚きものでした。我が臣民は忠と孝の道をもって万民が心をつにし、世々にわたってその美をなしていましたが、これこそ我が国体の誉れであり、教育の根本もまたその中にあります。

あなた方臣民よ、父母に孝行し、兄弟仲良くし、夫婦は調和よく協力しあい、友人は互いに信じ合い、慎み深く行動し、皆に博愛の手を広げ、学問を学び手に職を付け、知能を啓発し徳と才能を磨き上げ、世のため人のため進んで尽くし、いつも憲法を重んじ法律に従い、もし非常事態となったなら、公のため勇敢に仕え、このようにして天下に比類なき皇国の繁栄に尽くしていくべきです。これらは、ただあなた方が我が忠実で良き臣民であるというだけのことでなく、あなた方の祖先の遺(のこ)した良き伝統を反映していくものでもあります。

このような道は実に、我が皇室の祖先の御遺(のこ)しになった教訓であり、子孫臣民の共に守らねばならないもので、昔も今も変わらず、国内だけでなく外国においても間違いなき道です。私はあなた方臣民と共にこれらを心に銘記し守っていきますし、皆一致してその徳の道を歩んでいくことを希(こいねが)っています。

明治二十三年十月三十日

(天皇陛下の署名と印。)

解説1：教育勅語の最後には、原本では実際には「睦仁」という天皇陛下の署名と、その下に「天皇御璽」と書かれた印（御璽）が押されています。しかしそこから書き写す時には署名と印の代わりに「御名御璽」と書くことになっています。六法をお持ちの方は、日本国憲法の前文にも「御名御璽」がありますから探してみてください。

解説2：なお、教育勅語の口語訳は、「国民道德協会」の訳が比較的有名なようですが、どうも「皇祖皇宗」や「臣民」の意味がぼけている。あくまでも意識だと私は解釈します。当時の背景を理解しながら元々の意味を忠実に伝えるというよりは、“現代の日本に適応させようとした平成アレンジ”になってしまっている感があります。一方、天皇機関説事件の後の頃の、昭和初期の文献による教育勅語の解説もまた極端に思えるし、とにかく人によって結構解釈が違いうらしい。結局私の納得行く訳が見つからなかった（ことと著作権の問題もある）ため、極端な意識を廃した自前の訳を作ってみました。[1999年?初版、2002/05/21, 2004/07/01改訳。]

参考：読み方(新かな表記)

朕 惟 フニ我カ皇 祖皇 宗 國 ヲ肇 ムルコト宏 遠 ニ德 ヲ樹ツルコト深
厚 ナリ

チンオモウにワガコウソコウソウクニをハジむることコウエンにトクをタつることシ
ンコウなり

我カ臣 民 克ク忠 ニ克ク孝 ニ億 兆 心 ヲ一 ニシテ世世厥ノ美ヲ濟
セルハ

ワガシンミンヨクチュウにヨクコウにオクチョウココロをイツにしてヨヨソのビをナ
せるは

此レ我カ國 體 ノ精 華ニシテ教 育 ノ淵 源 亦 實 ニ此 ニ存 ス
これワガコクタイのセイカにしてキョウイクのエンゲンマタジツにココにソンす

爾 臣 民 父母ニ孝 ニ兄 弟 ニ友 ニ夫 婦相 和シ朋 友 相 信 シ恭
儉 己 レヲ持シ

ナンジシンミンフボにコウにケイテイにユウにフウフアイワシホウユウアイシンジ
キョウケンオノれをジシ

博 愛 衆 ニ及 ホシ學 ヲ修 メ業 ヲ習 ヒ以 テ智能 ヲ啓 發 シ德
器ヲ成 就 シ

ハクアイシュウにオヨボシガクをオサめギョウをナライモッてチノウをケイハツシト
クキをジョウジュシ

進 テ公 益 ヲ廣 メ世 務ヲ開 キ常 ニ國 憲 ヲ重 シ國 法 ニ遵
ヒ

ススンでコウエキをヒロめセイムをヒラきツネにコクケンをおモンジコクホウにシタ
がい

一 旦 緩 急 アレハ義勇 公 ニ奉 シ以 テ天 壤 無窮 ノ皇 運
ヲ扶翼 スヘシ

イッタンカンキュウあればギユウコウにホウジモッてテンジョウムキュウのコウウン
をフヨクすべし

是 ノ如 キハ獨 リ朕 カ忠 良 ノ臣 民 タルノミナラス
カクのごときはヒトリチンがチュウリョウのシンミンたるのみならず

又 以 テ爾 祖先 ノ遺風 ヲ顯 彰 スルニ足ラン
マタモッてナンジソセンのイフウをケンショウするにタらん

斯ノ道 ハ實 ニ我カ皇 祖皇 宗 ノ遺訓 ニシテ子孫 臣 民 ノ俱 ニ遵
守 スヘキ所

コノミチはジツにワガコウソコウソウのイクンにしてシソンシンミンのトモにジュン
シュすべきトコロ

之 ヲ古今 ニ通 シテ謬 ラス之 ヲ中 外 ニ施 シテ悖 ラス
コレをココンにツウじてアヤマらずコレをチュウガイにホドコしてモトらず

朕 爾 臣 民 ト俱 ニ拳 ヲ 服 膺 シテ咸 其 德 ヲ一 ニセンコトヲ
庶 幾 フ
チンナンジシンミンとトモにケンケンフクヨウしてミナソノトクをイツにせんことを
コイネガウ

明治二十三年十月三十日

御 名 御 璽
ギョメイギョジ

教育勅語・賛否両論

教育勅語とは、明治23年に公布されたもので、国民の培うべき徳行を説くものです。

「朕惟フニ…」の出だしだけは知られていても、その意味は今ではほとんど語られることがありません。なるほど、途中の徳行をすすめる内容は、現代にも共通する部分は多いと感じるかもしれません。

一方、戦後、このような点が問題視されるようになりました。

1. 「我力皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」の部分は神が国を作ったという神道的な考えなのではないか。（皇祖は天皇家の先祖という意味であり、神武天皇や天照大神を含むと一般にみなされている）
2. 「臣民」という言葉が出てくるが、天皇の臣民という考えを押しつけるものではないか。（確かに、大日本帝国憲法からすると、当時の日本国民は天皇の臣民であったが）
3. 「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」の部分は、戦争が起こったら兵隊に行って戦い、皇国の繁栄に尽くすべきだと教え込んでいるのではないか。
4. 教育勅語は「天皇崇拜の儀式」と結びつけて使われてきた過去があるので、問題ではないか。

[戻る](#)